

特定非営利活動法人 よりきど暮らしの会 定款

定款目次

記載項目	頁	記載項目	頁
第1章 総則	3	第5章 運営組織	6
名称	3	委員会及び部会等	6
事務所	3	事務局	6
目的	3		
特定非営利活動の種類	3	第6章 資産及び会計	7
事業の種類	3	資産の構成	7
		資産の区分	7
第2章 会員	3	資産の管理	7
種類及び資格	3	会計の原則	7
入会	3	会計の区分等	7
入会金及び会費	4	事業計画及び予算	7
会員資格の喪失	4	暫定予算	7
退会	4	予備費の設定及び使用	7
除名	4	予算の追加及び更正	7
抛出金品の不返還	4	事業報告及び決算	7
		事業年度	7
第3章 役員	4	臨機の措置	7
種別及び定数	4		
選任等	4	第7章 定款の変更、解散及び合併	7
職務	4	定款の変更	7
任期	5	解散	8
欠員補充	5	残余財産の処分	8
解任	5	合併	8
報酬等	5		
顧問及び参与	5	第8章 広告の方法	9
		公告の方法	9
第4章 会議	5		
種別及び開催	5	第9章 雑則	9
構成	5	細則	9
招集	5		
会議に付議すべき事項	6	附則	
議長	6	(定款の施行日)	
定足数	6	(設立当初の入会金及び会費)	
議決及び表決権	6	(設立当初の役員任期)	
議事録	6	(設立当初の事業計画及び収支予算)	
		(設立当初の事業年度)	
		(別表) (設立当初の役員)	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 よりきど暮らしの会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1314番地の11に、従たる事務所を群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸300番地に置く。必要に応じて支部を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は豊富な社会経験を有する会員相互の協力により地域福祉の幅広い分野で調査研究、教育普及活動を行うとともに不特定多数の市民同士が互いに支援と協力を行うことにより地域福祉水準の高揚、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育・健全なまちづくり・環境の保全・国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5) 国際協力の活動
- 6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1) 健康増進事業
 - ①健康体操教室の定着・活性化
 - ②健康医療教室
 - ③その他、健康増進に資する事業
 - 2) 地域文化事業
 - ①地域の歴史の語り継ぎ
 - ②絹産業遺産の掘り出し”邑楽地区のまゆ産業調査”
 - ③その他、地域文化に資する事業
 - 3) 地域福祉事業
 - ①福祉移送(買い物・通院・食事・観光など)
 - ②空家カフェ
 - ③その他、地域福祉に資する事業
 - 4) 地域活性化事業
 - ①市民農園
 - ②農産物販売
 - ③その他、地域活性化に資する事業

第2章 会員

(種別及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2) 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退会するとき
- 2) 除名されたとき
- 3) この法人が解散したとき
- 4) 会費を1年以上滞納したとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- 2) この法人の目的趣旨に反する行動があったとき
- 3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- | | | |
|----|------|------|
| 理事 | 3名以上 | 5名以内 |
| 監事 | 1名以上 | 2名以内 |

2 理事の中から代表理事2名を定めるものとする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づいてこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選出された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問及び参与)

- 第20条 この法人に、顧問及び参与を若干名おくことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(種別及び開催)

- 第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
 - 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - 2) 正会員総数の5分の2以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - 3) 第15条第4項4号の規定により、監事が招集するとき。
 - 4 理事会は毎年2回開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - 2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - 3) 第15条第4項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

- 第23条 会議は、第21条第3項第3号及び第4項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、第21条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 代表理事は、第21条第4項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して10日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 4 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の7日前までに、理事会の開催日の2日前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第24条 総会は、次の事項を議決する。

- 1) 事業報告及び活動決算
 - 2) 解散
 - 3) 合併
 - 4) 定款及び施行細則の変更
 - 5) 監事の選任又は解任
 - 6) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。
- 1) 総会で議決した事項の執行に関すること
 - 2) 総会に付議すべき事項
 - 3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第25条 総会及び理事会の議長は、代表理事のうち1名がこれにあたる。

(定足数)

第26条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決及び表決権)

第27条 総会における正会員及び理事会における理事の表決権は、平等とする。

- 2 総会及び理事会における議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。
- 3 正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、総会においては他の会議構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の場合により表決する場合、正会員は第26条、本条第2項、第28条第1項第2号、第43条、第45条の、理事は第26条、本条第2項、第28条第1項第2号の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 5 会議の議決について、特別の利害関係を有する会議構成員は、その議事の議決に加わることができない。
- 6 会議における議決事項は、第23条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、総会において議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 会議の日時及び場所
 - 2) 会議の構成員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること)
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 運営組織

(委員会及び部会等)

第29条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第30条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2) 入会金及び会費
- 3) 寄附金品
- 4) 事業に伴う収益
- 5) 資産から生じる収益
- 6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計の区分等)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第38条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第39条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
 - 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 3) 正会員の欠亡
 - 4) 合併
 - 5) 破産手続開始の決定
 - 6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1)正会員 入会金 10,000円、年会費 1,000円
 - (2)賛助会員(個人) 当分の間、徴収しないこととする。
 - (3)賛助会員(団体) 入会金 30,000円、年会費 10,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年6月25日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	備考
理事	月橋 章	共同代表
理事	坂本一江	共同代表
理事	三吉靖典	
理事	坂本繁子	
理事	田中清	
監事	根岸満春	
監事	土田勝男	